

# 障害児通所支援事業等

## 申請手続きのてびき

この資料は、作成時点の制度等に基づき作成したものです。  
今後変更の可能性があることに留意してください。

令和5年4月

神戸市福祉局監査指導部

# 目 次

## I 概要

1. はじめに	1
2. 児童福祉法の改正に伴う障害児支援の体系	1
3. 指定の要件	2
4. 他法令の遵守について	3

## II 指定申請について

1. 指定にかかる事務手続き	3
2. 指定申請のスケジュール	4
3. 提出書類	5
4. 申請書類の作成と手順	5
5. 申請方法	5
6. 審査・指定	5
7. 申請先	5

## III 指定基準等について

1. 障害児通所支援事業の形態について	7
(1) 従たる事業所	7
(2) 多機能型事業所	7
(3) 同一法人が複数の指定通所支援を実施する場合の取り扱い	9
2. 障害児通所支援の人員・設備基準等について	9
(1) 児童発達支援	11
(2) 医療型児童発達支援	15
(3) 放課後等デイサービス	16
(4) 居宅訪問型児童発達支援	18
(5) 保育所等訪問支援	19
(6) 基準該当事業所について	19
(7) 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス	20
(8) 自己評価結果等公表の義務付けについて	21
(9) 児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の資格について	21

3.	障害児入所施設の人員・設備基準等について	22
(1)	福祉型障害児入所施設	22
(2)	医療型障害児入所施設	24
IV	その他必要な手続き	
1.	その他手続きの概要	26
2.	変更届等の提出について	28
3.	介護給付費等算定届（加算届）について	28
4.	指定更新について	29
5.	事業所の廃止、休止及び再開について	30
6.	開始届、変更届及び廃止届について	30
7.	児童福祉施設の設置認可申請について	30
8.	業務管理体制整備にかかる届出等について	30
9.	情報公表制度（WAM ネット）について	31
V	参考事項	
1.	児童発達支援管理責任者の要件について	32
2.	児童指導員の要件について	35
3.	心理指導担当職員について	36
4.	定款の事業名の記載について	36
5.	介護給付費又は訓練等給付費の請求について	36
VI	関連ホームページのご案内	37

〔改訂履歴〕

令和2年7月

令和3年7月

令和5年4月 申請書提出先を変更、判断の目安について備考欄に記載

斜体下線で表記しているのは判断の目安です

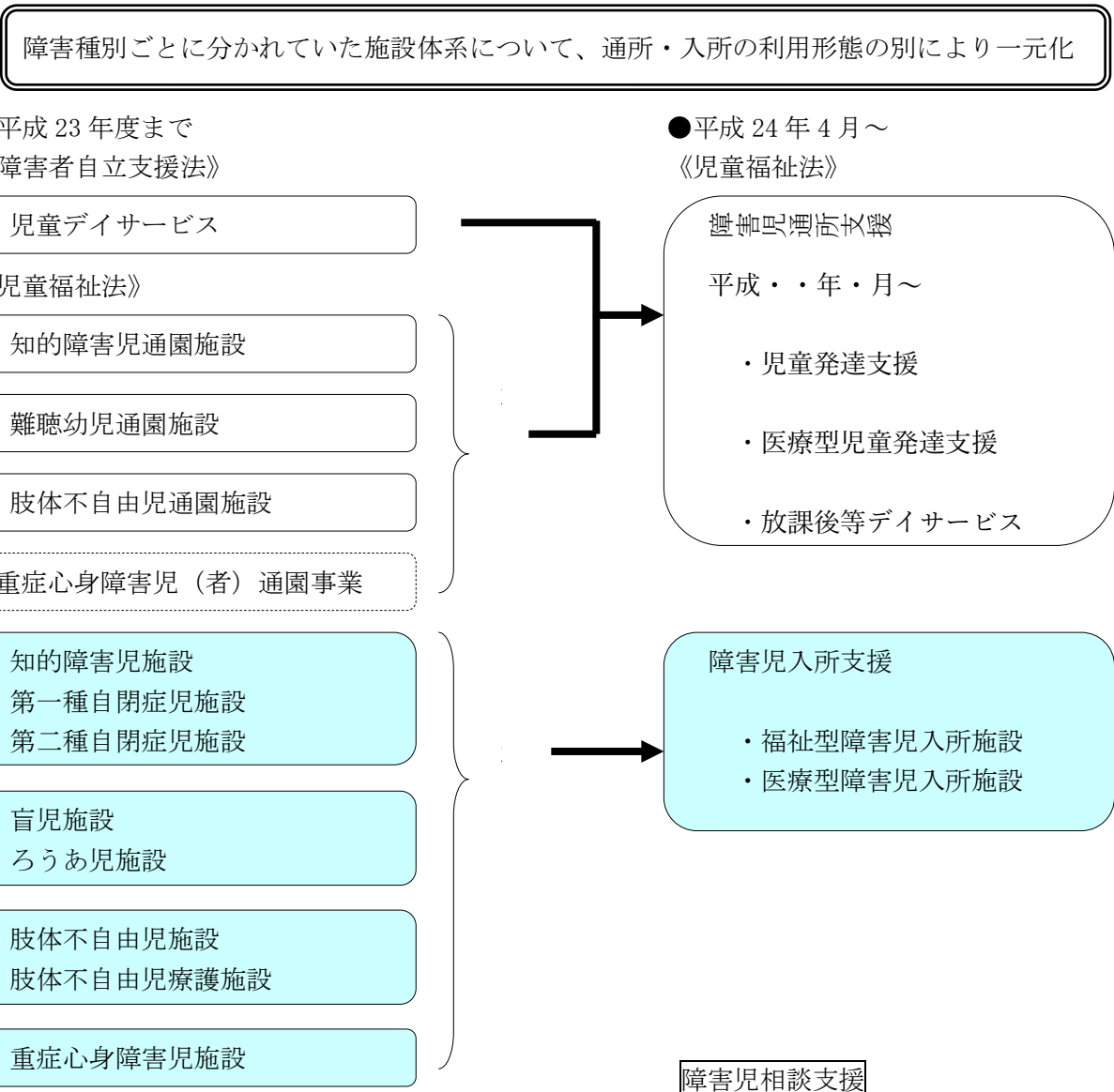
# I 概要

## 1. はじめに

児童福祉法に基づく障害児支援を実施する事業者は、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

このたびきは、指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読み下さい。

## 2. 児童福祉法の改正に伴う障害児支援の体系（平成 24 年 4 月～）



(注) **障害児相談支援事業**に関する指定申請手続については、別掲の「障害福祉サービス事業等・申請手続きの手引き」をご覧ください。

### 3. 指定の要件

事業者の指定は、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 及び神戸市の条例等の規定に基づき、

- 法人格を有すること
- 事業所又は施設の指定基準を満たすこと
- 適正な運営が見込めること

を要件として、「支援の種類ごと」「事業所ごと」に行われます。

指定を受けようとする場合は、これらの要件を満たしていただく必要があります。

#### (1) 事業者・施設の責務について（児童福祉法第 21 条の 5 の 18、第 24 条の 11）

- ① 関係機関との連携を図りつつ、当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じて支援を効果的に行うように努めること。
- ② 提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、支援の質の向上に努めること。
- ③ 障害児の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行すること。

#### (2) 指定基準について（児童福祉法第 21 条の 5 の 19、第 24 条の 12）

支援の種別毎に以下の 3 つの視点から、指定基準が定められています。

指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

- 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- 運営基準（支援の提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

内容については、以下の省令を参照して下さい。

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号 令和 5 年度より内閣府令）
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号 令和 5 年度より内閣府令）

第 51 条第 1 項（指定通所支援）、第 48 条（指定障害児入所支援）において「その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。」と規定されていますのでご留意ください。

#### (3) 最低基準について

障害児入所施設、児童発達支援を提供する施設（法第 43 条に規定される児童発達支援センター）については、最低基準も満たしていただく必要があります。

- 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準  
（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号 令和 5 年度より内閣府令）

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対して、神戸市は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。（法第 21 条の 5 の 22 等）
--

※一部独自基準を設けていますので、神戸市ホームページをご確認ください。（37 頁参照）

## 4. 他法令の遵守について

障害児通所支援事業を行うに当たり、児童福祉法だけでなく、その他関係法令を遵守することも必要です。指定申請時に提出いただく「参考様式20 事業計画書」に記載した「土地・建物に関する確認事項の報告」箇所を参考に、各種法令の確認及び必要な手続きを行なってください。指定申請時だけでなく、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも確認が必要です。

主な関係法令等：建築基準法、消防法、道路交通法 福祉のまちづくり条例等

※神戸市では、都市計画法に基づき無秩序な市街化を防止するため、農村地域や六甲山系を中心に市街化調整区域を定めています。市街化調整区域では建築物の建築や用途の変更等が制限され、都市計画法に基づく手続きが必要です。市街化調整区域で開設をされる場合は、申請手続きを行う前に開発許可を受けてください。

※送迎を行う場合は、事業所の近隣に駐車場を確保してください。指定申請時には、①駐車場の契約書の写し、②事業所と駐車場の位置関係が分かる地図、③駐車場の写真（車を停車したもの）の提出を求めます。路上駐車は近隣住民に迷惑となり、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

## II 指定申請について

### 1. 指定にかかる事務手続き

#### (1) 新規指定

新たに事業を実施する事業者は、「II 指定申請について」を参照し、指定申請を行ってください。指定は支援の種類ごとに行いますので、すでに指定を受けている事業者であっても、他の種類の支援を行う場合は、あらためて指定申請を行う必要があります。

#### (2) 指定の変更（定員の増加）

以下の場合には、指定変更の申請をする必要があります。

①指定障害児通所支援事業者が、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の利用定員を増加しようとするとき（児童福祉法 21 条の 5 の 20）

②指定障害児入所施設が、入所定員を増加しようとするとき（児童福祉法 24 条の 13）

※利用定員及び入所定員の減少は、運営規程の変更にかかる変更届（様式第 2 号）、障害福祉サービス事業等変更届（様式第 15 号）、定員規模変更にかかる加算届（様式第 5 号）を提出して下さい。）

なお、指定変更の申請手続きは、基本的に新規指定と同じです。ただし、添付書類で変更内容に関わらないものは省略することができます。（例：登記簿謄本、管理者等の経歴書、欠格事項に関する誓約書、協力医療機関との契約内容 等）

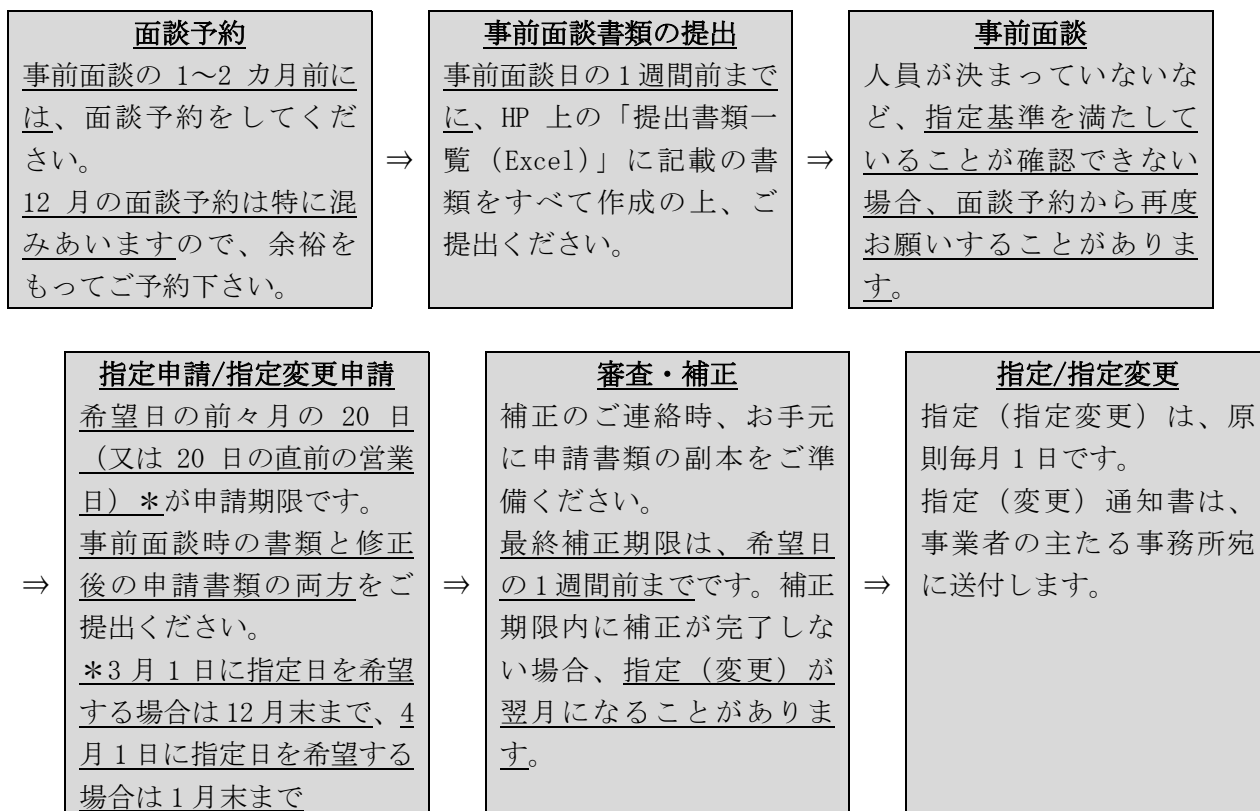
#### (3) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則として 6 年間です。指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。

6 年ごとに更新を受けなければ失効します。

## 2. 指定申請のスケジュール

### <事業者指定（指定変更）までの流れ>



#### (1) 事前面談

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月 1 日です。また、申請書類の提出までに事前面談が必要ですので、次ページの「7. 申請先」を参照し、事前に電話により日時を予約し、事前面談日の 1 週間前までに「2. 提出書類」を提出の上、来庁してください。（原則、管理者またはサービス提供責任者・サービス管理責任者が同席してください。また、事前に予約をいただかなければ、事業者との面談等により対応できません。）事前面談の予約は、1 ヶ月後若しくはそれ以上の日程となる恐れがあります。

#### (2) 申請書類の提出期限

申請書類は指定希望日の前々月 20 日（必着）が提出期限です。但し、3 月 1 日及び 4 月 1 日指定を希望される場合は、12 月末までに事前面談のうえ、3 月 1 日に指定日を希望する場合は 1 月 15 日まで、4 月 1 日に指定日を希望する場合は 1 月末までが提出期限です。 6 月 1 日に指定日を希望する場合は 4 月 15 日までが提出期限です。

（提出期限が閉庁日の場合は、提出期限以前の最終開庁日が締切です。）

申請が混み合う場合もありますので、指定日については、担当者と事前によく相談してください。また、サービスの種類によっては、事前面談に時間を要することがありますので、できるかぎり早めにご相談ください。

### 3. 提出書類

申請の際に必要な書類は、神戸市ホームページに掲載する「提出書類一覧（指定申請）」を参照し、様式をダウンロードして作成して下さい。（37 頁参照）

今後の厚生労働省からの通知や変更のお知らせ等は、神戸市のホームページによりお知らせしますので、提出時に最新の様式を毎度確認するようにしてください。

### 4. 申請書類の作成と注意点

事業所ごとに申請書を作成し、サービスの種類ごとの付表と必要な添付書類を添付してください。書類は、**A4 サイズの片面印刷**です。

申請書類は、正副各 1 部を作成し、正本 1 部を提出いただき、副本は申請者において保管して下さい。

### 5. 申請方法

事前面談終了後、必要書類を揃えたうえで提出してください。書類が揃っていない場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

※現在、指定に係る手数料は必要ありません。

### 6. 審査・指定

- ・申請後、申請書類を当方で確認次第、補正のご連絡を行います。  
その際は、お手元に申請書類の副本をご準備の上、ご対応ください。
- ・申請後、複数回補正にご協力いただくことがあります。補正が希望日の 1 週間前までに完了しない場合、指定日が希望月の翌月 1 日になることがあります。
- ・審査の結果、基準を満たす事業者は、指定障害児通所支援事業者等として指定します。
- ・指定は毎月 1 日です。指定日より事業開始が可能です。
- ・指定にあたっては、指定日や事業所番号が記載された指定通知書を送付します。

### 7. 申請先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市福祉局監査指導部  
TEL (078) 322-6265 FAX (078) 322-6762



### Ⅲ 指定基準等について

指定を受けるには、厚生労働省が定める以下の指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。この他、省令の委任を受けた告示等も発出されていますが、事業者として把握しておくことが必要ですので、官報または下記 HP によりご確認願います。

厚生労働省法令等データベースサービス (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)  
 法令検索、通知検索→「第8編 雇用均等・児童家庭」→「第1章 雇用均等・児童家庭」  
 また神戸市では、一部独自基準を設けていますので、市のホームページで確認してください。  
 (37 頁参照)

#### [指定基準・解釈通知]

サービス種類	指定基準・解釈通知
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号 令和 5 年度より内閣府令)
	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 令和 5 年度より内閣府令)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号 令和 5 年度より内閣府令)
	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号)

#### [最低基準]

サービス種類	最低基準
障害児入所施設、法第 43 条に規定される児童発達支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号 令和 5 年度より内閣府令)

#### [報酬告示・留意事項通知]

サービス種類	報酬告示・留意事項通知
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 122 号 令和 5 年度より内閣府令)
	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 126 号 令和 5 年度より内閣府令)
	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)

このほか、全国障害保健福祉主管課長会議資料等をご参照ください。

なお、厚生労働省の会議資料は、ワムネットで閲覧が可能です。

○ワムネット (WAM NET) トップページ <http://www.wam.go.jp/>

トップ > 行政情報 > 障害者福祉

→課長会議・検討会資料 「障害保健福祉主管課長会議」

## 1. 障害児通所支援事業の形態について

### (1) 従たる事業所

児童発達支援事業者（法第43条に規定される児童発達支援センターであるものを除く）及び放課後等デイサービス事業者については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、以下の要件を満たすものについては、1つの事業所として指定します。

この場合、報酬単価の定員規模については、主たる事業所と従たる事業所とを合わせた利用定員数によって算定します。

#### 【1つの指定事業所とする要件】

##### ①人員及び設備に関する要件

- ア) 主たる事業所及び従たる事業所の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、主たる事業所及び従たる事業所において常勤かつ専従の従業者がそれぞれ1人以上確保されていること
- イ) 従たる事業所の利用定員が5人以上であること
- ウ) 主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であつて、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと  
申請・届出の際は主たる事業所と従たる事業所間の公共交通機関等による経路距離がわかる地図を添付すること。

##### ②運営に関する要件

- ア) 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること
- イ) 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること
- ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
- エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること
- オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること

### (2) 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

二つ以上の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型となります。なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、新規事業の追加については指定申請が必要となります。

#### ①「障害児通所支援」と「障害福祉サービス」との多機能型

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、

障害福祉サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

#### ②「障害児通所支援」の多機能型事業所

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

## 【多機能型事業所の特例】

### ①従業者の員数に関する特例（基準省令第80条）

従業者（管理者を除く）については、専ら当該職務に従事する必要があるが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれの事業の専従要件までは課さないものとする。その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数が確保される必要がある。

### ②設備に関する特例

サービスの提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

### ③利用定員に関する特例（基準省令第82条）

当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上）とすることが可能

- 生活介護など指定障害福祉サービス（多機能型が認められている事業）を行う多機能型の事業所を行う場合、全体の合計で、20人以上であること
- 事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援6人、就労継続支援10人、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス5人）
- 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害児を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業、多機能型医療型児童発達支援、多機能型放課後等デイサービスを一体的に行う場合にあっては、全ての事業を通じて5人以上であること
- 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児につき行う多機能型児童発達支援事業、多機能型医療型児童発達支援、多機能型放課後等デイサービスを一体的に行う場合にあっては、全ての事業を通じて5人以上であること

### ④報酬について

○報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の合計数を利用定員として算定します。

例1：児童発達支援（定員10名）・放課後等デイサービス（定員10名）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が20名の場合で  
児童発達支援管理責任者が兼務しているとき

⇒ 請求上の定員区分：11人～20人（児発・放デイあわせて）

○ただし多機能型事業所等のうち、上記①従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模により算定されます。

例2：児童発達支援（定員10名）・放課後等デイサービス（定員10名）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が20名の場合で

児童発達支援管理責任者及び児童指導員等が児童発達支援・放課後等デイサービスそれぞれの事業に専従している場合

⇒ 請求上の定員区分：（児発）10人以下（放デイ）10人以下

○サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が兼務する場合にあっては、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。

### (3) 同一法人が複数の指定通所支援を実施する場合の取扱い

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合は、一の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取り扱われます。

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合で、以下の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱います。

#### 【一の多機能型事業所とする要件】

##### ①人員及び設備に関する要件

- ア) それぞれ利用定員が5人以上であること
- イ) 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

##### ②運営に関する要件

- ア) 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること
- イ) 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時事業所間で相互支援が行える体制にあること
- ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
- エ) 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること
- オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること

## 2. 障害児通所支援の人員・設備基準等について

障害児通所支援の種類毎に指定基準の主な留意点を以下に記載しています。詳細は6頁に記載した基準省令等を必ずご確認ください。

#### 【用語の定義（抜粋）】

用語	定義
常勤	指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて（留意事項通知） ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 ② 母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の

	<p>措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法第 65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業、同条第 2 号に規定する介護休業、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p>
常勤換算方法	<p>当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。</p> <p>参考：1 週間の常勤換算の計算例  「常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週 40 時間の事業所に、週 20 時間勤務の児童指導員が 3 人いる場合  <math>(20 \text{ 時間} + 20 \text{ 時間} + 20 \text{ 時間}) \div 40 \text{ 時間} = \text{児童指導員 } 1.5 \text{ (常勤換算)}</math></p>
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス提供単位を設定する場合は、サービス提供単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

## (1) 児童発達支援

### ① サービス内容

障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

### ②-1 児童発達支援（児童発達支援センター以外）の指定基準

人 員 基 準	従業者	児童指導員 又は 保育士 (児童指導員の資格要件については34頁参照)	① 1人以上は常勤 ② 単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○ 障害児の数が10人まで：2人以上 ○ 10人を超えるもの：2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※1 機能訓練担当職員をサービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可 ※2 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に、児童指導員又は保育士の合計数に含められる。合計数に含めた看護職員は医療的ケア区分の算定に必要な員数には計上できない。 ※3 機能訓練担当職員及び看護職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
		児童発達支援管理責任者	・ 1人以上（うち1人以上は常勤かつ専任） ・ 資格要件あり（32頁参照） ・ 管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可
		機能訓練担当職員	・ 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、配置すること（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員）
		看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	・ 医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員の配置が必要 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。
		管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準		・ 指導訓練室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ・ 指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。 ・ 他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ等が必要 ・ 専ら当該児童発達支援の事業の用に供すること	
運営基準		基準省令、解釈通知を参照	
利用定員		10人以上	

(参考) 指導訓練室は有効面積で概ね3㎡/人を目安としています。

支援の提供に必要な設備及び備品として、例えば鍵付き書庫、PC等が必要です。

②-2 児童発達支援（児童発達支援センター以外）の指定基準

※主たる対象を**重症心身障害児**とする場合の人員基準及び利用定員

人員 基準	従業者	児童指導員 又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置※）</li> <li>・児童指導員の資格要件については34頁参照</li> </ul>
		嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> </ul>
		看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置※）</li> <li>・職種：看護師、准看護師、保健師、助産師</li> </ul>
		機能訓練担当 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯は配置しなくて可）</li> <li>・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員</li> </ul>
	児童発達支援 管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置※）</li> <li>・資格要件あり（32頁参照）</li> <li>・管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可</li> </ul>	
	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
利用定員		5人以上	

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員設備及び運営に関する基準の一部改正にかかるQ&A（平成27年2月20日事務連絡）を参照

③-1 児童発達支援（児童発達支援センター）の指定基準

※主たる対象を**難聴児・重症心身障害児以外**とする場合

人員 基準	従業者	嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> <li>・主たる対象の障害が知的障害の場合は精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者</li> </ul>
		児童指導員 及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位ごとに通じて障害児の数を4で除して得た数以上</li> <li>・児童指導員1人以上</li> <li>・保育士1人以上</li> <li>・児童指導員の資格要件については34頁参照</li> </ul>
		栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可）</li> <li>・40人以下の施設では置かなくても可</li> </ul>
		調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可）</li> <li>・調理業務の全部を委託する施設では置かなくても可</li> </ul>
		児童発達支援 管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> <li>・資格要件あり（32頁参照）</li> <li>・管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可</li> </ul>
		機能訓練担当 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。</li> <li>・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員</li> <li>・「児童指導員及び保育士」の総数として算定可</li> </ul>

	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準	指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員はおおむね 10 人</li> <li>・障害児 1 人あたりの床面積 (有効面積) : 2.47 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	
	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児 1 人あたりの床面積 (有効面積) : 1.65 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊戯場 (付近にある代替場所を含む)、その他必要な設備及び備品等</li> <li>・主たる対象が知的障害の場合は静養室を設けること</li> <li>・専ら当該児童発達支援センターの事業の用に供すること</li> </ul>	
運営基準	基準省令、解釈通知及び最低基準を参照		
利用定員	10 人以上		

③-2 児童発達支援 (児童発達支援センター) の指定基準

※主たる対象を**難聴児**とする場合

人員 基準	従業者	嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 人以上</li> <li>・ <b>眼科又は耳鼻咽喉科</b>の診療に相当の経験を有する者</li> </ul>
		児童指導員 及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位ごとに通じて障害児の数を 4 で除して得た数以上</li> <li>・ 児童指導員 1 人以上</li> <li>・ 保育士 1 人以上</li> <li>・ 児童指導員の資格要件については 34 頁参照</li> </ul>
		栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 人以上 (併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可)</li> <li>・ 40 人以下の施設では置かなくても可</li> </ul>
		調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 人以上 (併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可)</li> <li>・ 調理業務の全部を委託する施設では置かなくても可</li> </ul>
		言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>4 人以上</b></li> </ul>
		児童発達支援 管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 人以上</li> <li>・ 資格要件あり (32 頁参照)</li> <li>・ 管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可</li> </ul>
		機能訓練担当 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うために必要な数</li> <li>・ 職種 : 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員</li> <li>・ 「児童指導員及び保育士」の総数として算定可</li> </ul>
	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導訓練室及び遊戯室など</li> <li>・ <b>聴力検査室</b></li> </ul> 基準省令、解釈通知及び最低基準を参照		
運営基準	基準省令、解釈通知及び最低基準を参照		
利用定員	10 人以上		



③-3 児童発達支援（児童発達支援センター）の指定基準

※主たる対象を**重症心身障害児**とする場合

人 員 基 準	従業者	嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> <li>・内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者</li> </ul>
		児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位ごとに通じて障害児の数を4で除して得た数以上</li> <li>・児童指導員1人以上</li> <li>・保育士1人以上</li> <li>・児童指導員の資格要件については34頁参照</li> </ul>
		栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可）</li> <li>・40人以下の施設では置かなくても可</li> </ul>
		調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可）</li> <li>・調理業務の全部を委託する施設では置かなくても可</li> </ul>
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> <li>・資格要件あり（32頁参照）</li> <li>・管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可</li> </ul>
		看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> <li>・職種：看護師、准看護師、保健師、助産師</li> <li>・児童指導員及び保育士の総数に含めることができる</li> </ul>
		機能訓練担当職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> <li>・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員</li> <li>・「児童指導員及び保育士」の総数として算定可</li> </ul>
	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導訓練室（有効面積で2.47㎡/人以上）、遊戯室（有効面積1.65㎡/人以上）、屋外遊戯場（付近にある代替場所を含む）、医務室、相談室、調理室、便所、その他必要な設備及び備品等</li> <li>・遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室は支援に支障がない場合は設けないことができる</li> </ul>		
運営基準	基準省令、解釈通知及び最低基準を参照		
利用定員	5人以上		

## (2) 医療型児童発達支援（医療型児童発達支援センター）

### ① サービス内容

障害児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童）が、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行う。

### ② 指定基準

人員基準	従業者	医療法に規定する診療所として必要とされる従業者	医療法に規定する診療所として必要とされる数
		児童指導員	・1人以上 ・資格要件については34頁参照
		保育士	・1人以上
		看護職員	・1人以上 ・職種：看護師
		理学療法士又は作業療法士	・1人以上
		児童発達支援管理責任者	・1人以上 ・資格要件あり（32頁参照） ・管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可
		機能訓練担当職員	・言語訓練等を行う場合に配置 ・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員
	管理者	医師 原則として専ら管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務と兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</li> <li>・指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</li> <li>・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</li> <li>・階段の傾斜を緩やかにすること。</li> </ul>		
運営基準	基準省令、解釈通知及び最低基準を参照		
利用定員	10人以上（主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上）		

### (3) 放課後等デイサービス

#### ① サービス内容

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児が、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

#### ②-1 指定基準

人 員 基 準	従業者	児童指導員 又は 保育士 (児童指導員の資格要件については34頁参照)	① 1人以上は常勤 ② 単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○ 障害児の数が10人まで：2人以上 ○ 10人を超えるもの：2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 1 機能訓練担当職員をサービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可 ※ 2 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に、児童指導員又は保育士の合計数に含められる。合計数に含めた看護職員は医療的ケア区分の算定に必要な員数には計上できない。 ※ 3 機能訓練担当職員及び看護職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
		児童発達支援管理責任者	・ 1人以上（うち1人以上は <b>常勤かつ専任</b> ） ・ 資格要件あり（32頁参照） ・ 管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可
		機能訓練担当職員	・ 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、配置すること（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員）
		看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	・ 医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員の配置が必要 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。
		管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準		・ 指導訓練室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ・ 指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。 ・ 他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ 等が必要 ・ 専ら当該放課後等デイサービスの事業の用に供すること	
運営基準		基準省令、解釈通知を参照	
利用定員		10人以上	

(参考) 指導訓練室は有効面積で概ね3㎡/人を目安としています。

支援の提供に必要な設備及び備品として、例えば鍵付き書庫、PC 等が必要です。

②-2 指定基準（重症心身障害児）

人員 基準	従業者	児童指導員 又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置）</li> <li>・資格要件については34頁参照</li> </ul>
		嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> </ul>
		看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置）</li> <li>・職種：看護師、准看護師、保健師、助産師</li> </ul>
		児童発達支援 管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置）</li> <li>・資格要件あり（32頁参照）</li> </ul>
	機能訓練担当 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯は配置しなくて可）</li> <li>・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員</li> </ul>	
	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導訓練室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</li> <li>・指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>	
運営基準		基準省令、解釈通知	
利用定員		5人以上	

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員設備及び運営に関する基準の一部改正にかかる Q&A（平成 27 年 2 月 20 日事務連絡）を参照

(市からのお願い) 指導訓練室は有効面積で 3 m<sup>2</sup>/人目安としています  
支援の提供に必要な設備及び備品として、例えば鍵付き書庫、PC 等が必要です

## (4) 居宅訪問型児童発達支援

### ① サービス内容

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児）に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

### ② 指定基準

人員基準	従業者	訪問支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</li> <li>・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務※<u>1</u>に3年以上従事した者</li> </ul>
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人以上（うち1人以上は専従）</li> <li>・ 資格要件あり（32頁参照）</li> <li>・ 専ら当該事業所の職務に従事する者※2</li> </ul>
	管理者	訪問支援員又は児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者※2	
設備基準	専用の事務室	専用が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても可。	
	受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること	
	必要な設備及び備品	必要な設備及び備品等（を備えること。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること	

（市からのお願い）必要な設備及び備品として、例えば鍵付き書庫、PC等が必要です。  
他の事業と同一の事務室であってもサービスごとに管理してください

#### ※1 直接支援の業務

障害児につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

#### ※2 同一人物が、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可

## (5) 保育所等訪問支援

### ① サービス内容

保育所等（保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校・認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設）に通う障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、保育所等を訪問し、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

### ② 指定基準

人員基準	従業者	訪問支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業規模に応じて必要な数</li> <li>・ 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学・作業療法士又は心理担当職員等であって、<b>集団生活への適応のため</b>専門的な支援の技術を有する者</li> </ul>
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人以上（うち1人以上は専任）</li> <li>・ 業務上支障がない場合は、訪問支援員又は管理者との兼務は可 ※1</li> </ul>
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）※1	
設備基準	専用の事務室	専用が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても可。	
	受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること	
	必要な設備及び備品	必要な設備及び備品を備えること。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること	

※1 同一人物が、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可

・(参考) 訪問支援員の資格にある「障害児支援に関する知識及び相当の経験」とは障害児支援事業に2年以上従事していることを目安としています。

## (6) 基準該当事業所について（児童福祉法第21条の5の4）

指定障害児通所支援事業所に準ずるものとして、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業については、「基準該当通所支援」として認められる場合があります。

「基準該当通所支援」とは、指定障害児通所支援事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準（※）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例障害児通所給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。

※基準該当の基準については、以下の省令を参照して下さい。

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

(7) 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス（平成30年4月1日～）

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所は、もう一方の制度における指定が受けやすくなりました。

共生型障害児通所支援事業の指定を受ける場合、指定障害児通所支援事業の指定と同様の手続が必要です。但し、省略できる書類もございますので、詳しくは神戸市ホームページに掲載しております「提出書類一覧（指定申請）」をご確認下さい。（37頁参照）

共生型サービス	指定事業所	人員基準（従業者の員数）	設備基準	その他									
共生型児童発達支援/ 共生型放課後等デイサービス	生活介護	利用者の数を(ア)及び(イ)の合計数であるとした場合における(イ)として必要とされる数以上	(イ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（付表2または4「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること）</li> <li>・障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る仕切りは不要。</li> </ul>									
	通所介護/ 地域密着型通所介護		(イ)の食堂及び機能訓練室の面積を(ア)及び(イ)の利用者の合計数で除した面積が有効面積で3㎡以上										
	小規模多機能型居宅介護/ 看護小規模多機能型居宅介護/ 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者の数を(ア)及び(イ)の通いサービス利用者数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準63条もしくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること	居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること（付表2または4「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること）</li> <li>・(イ)の登録定員は29人以下</li> <li>※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等は18人以下</li> <li>・通いサービスの利用定員を登録定員の1/2から15人以下</li> <li>※登録定員が29人を超える場合は次の表に定める利用定員以下</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26/27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>サテライト型</td> <td>12人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26/27人	16人	28人	17人	29人	18人	サテライト型
登録定員	利用定員												
26/27人	16人												
28人	17人												
29人	18人												
サテライト型	12人												

## (8) 自己評価結果等公表の義務付けについて

おおむね1年に1回以上、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業に関する自己評価結果等について、インターネットの利用その他の方法により公表し、神戸市に報告することとなっております。

なお、自己評価結果等の公表が未実施及び本市へ未報告の場合、未公表月から未公表状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算適用（所定単位数の15%）が行われます。詳しくは神戸市ホームページをご確認ください。（37頁参照）

## (9) 児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の資格について

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の資格については下記の通りです。

児童指導員等加配加算	
区分	資格
専門職員（理学療法士等）	・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科 履修者
専門職員（保育士）	・保育士
児童指導員等	・児童指導員 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了 ・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了 ・行動援護従業者養成研修修了 ・手話通訳士・手話通訳者
その他従業者	・資格不要
専門的支援加算	
区分	資格
理学療法士等	・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科 履修者
*児童発達支援事業のみ 理学療法士等	*児童発達支援事業のみ ・保育士資格取得後5年(900日)以上児童福祉事業に従事した保育士 実務経験証明書の提出が必要です。
*児童発達支援事業のみ 児童指導員	*児童発達支援事業のみ ・児童指導員資格取得後5年(900日)以上児童福祉事業に従事した児童指導員 実務経験証明書の提出が必要です。

児童指導員・心理指導担当職員の資格要件については34頁を参照して下さい。



### 3. 障害児入所施設の人員・設備基準等について

障害児入所施設の種類毎に指定基準の留意点を以下に記載していますので、指定申請にあたって参考としてください。詳細は、6頁に記載した基準省令等をご確認ください。

#### (1) 福祉型障害児入所施設

##### ①人員基準

原則として専従であり、職務間の兼務は認められない。

職 種	主 た る 対 象			
	知的障害児	自閉症児	盲ろうあ児	肢体不自由児
嘱託医	1人以上 ※1		1人以上 ※2	1人以上
医師	—	1人以上 ※1	—	—
看護職員※3	—	20:1以上	—	1人以上
児童指導員 及び保育士	・総数 4:1以上 ※4 ・児童指導員1人以上 資格要件については34頁参照 ・保育士1人以上		・総数 4:1以上※5 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上	・総数 3.5:1以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上
栄養士	1人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可）			※6
調理員	1人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可）			※7
職業指導員	職業指導を行う場合は配置が必要			
心理指導 担当職員	障害児5人以上に心理指導を行う場合は配置が必要 ※8			
児童発達支援 管理責任者	・1人以上 ・資格要件あり（32頁参照） ・管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可			
管理者	常勤で、かつ原則として専ら管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			

※1 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者

※2 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者

※3 職種：看護師、准看護師、保健師、助産師

※4 30人以下を入所させる施設はさらに1人以上を加える。

※5 35人以下を入所させる施設はさらに1人以上を加える。

※6 40人以下を入所させる施設では栄養士を置かなくても可

※7 調理業務を全部委託する施設では調理員を置かなくても可

※8 大学（短期大学を除く）もしくは大学院において心理学を専修する学科、研究科もしくは相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又は同等以上の能力を有すると認められる者

(注) 主たる障害以外の対応について

・主たる障害以外の障害児を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。

・具体的には、児童指導員・保育士の必要数の算定は、各障害別の人員基準により算定された員数の合算により算定される。

〔例〕主たる障害が知的障害の施設（定員50人）で、  
知的障害児40人、肢体不自由児10人を受け入れる場合  
児童指導員・保育士の総数

$(\text{知的障害児 } 40 \text{ 人} \div 4) + (\text{肢体不自由児 } 10 \text{ 人} \div 3.5) = 12.8 \approx 13 \text{ 人 (四捨五入)}$

②設備基準

設 備	主 た る 対 象			
	知的障害児	自閉症児	盲ろうあ児	肢体不自由児
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員4人以下（乳幼児のみの場合6人以下）</li> <li>・障害児1人あたりの床面積（有効面積）：4.95㎡以上（乳幼児のみの場合3.3㎡以上）</li> <li>・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする</li> </ul>			
その他	調理室、浴室、 便所（男女別）、 医務室※1 静養室		調理室、浴室、 便所（男女別）、 医務室 ※1 静養室 ※2	調理室、浴室、 便所（男女別）、 医務室、 静養室
	・年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備		・遊戯室、 訓練室、 職業指導に必要な設備 ※3 ※4	・訓練室、 屋外訓練場、 身体機能の不自由を助ける設備（浴室及び便所の手すり、特殊表示等） ・階段の傾斜を緩やかにすること

※1 30人未満を入所させる施設においては、医務室は設けなくても可

※2 30人未満を入所させる施設においては、静養室は設けなくても可

※3 主たる対象が盲児の場合は、音楽設備、浴室及び便所の手すり・特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備が必要。また、階段の傾斜を緩やかにすること

※4 主たる対象がろうあ児の場合は、映像に関する設備が必要

（注）基準省令の施行日（平成24年4月1日）に存する施設は、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。

③運営基準

- ・あらかじめ協力医療機関を定めておく必要があります。
- ・あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める必要があります。
- ・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど必要な措置を講じる必要があります。

## (2) 医療型障害児入所施設

### ①人員基準

職 種	主 た る 対 象		
	自閉症児	肢体不自由児	重症心身障害児
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数 ※1 ※2		
児童指導員及び保育士 (児童指導員の資格要件は35頁を参照)	・総数 6.7:1以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上	・総数 乳幼児10:1、 少年20:1以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上	・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上
心理指導担当職員	—	—	・1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	・1人以上	・1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合は配置が必要	—
児童発達支援管理責任者	・1人以上 ・資格要件あり(32頁参照) ・管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可		
管理者	常勤であり、かつ原則として専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		

※1 主として肢体不自由児を入所させる施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

※2 主として重症心身障害児を入所させる施設の長及び医師は、内科、精神科、神経と組み合わせた名称の診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

(注) 主たる障害以外の障害への対応について

- ・主たる障害以外の障害児を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。
- ・具体的には、児童指導員・保育士の必要数の算定は、各障害別の人員基準により算定された員数の合算により算定される。

〔例〕主たる障害が肢体不自由の施設(定員50人)で、

肢体不自由児(乳幼児)40人、自閉症児10人を受け入れる場合

・児童指導員・保育士の総数

(肢体不自由児40人÷10) + (自閉症児10人÷6.7) = 5.49 ≒ 5人(四捨五入)

②設備基準

設 備	主 た る 対 象		
	自閉症児	肢体不自由児	重症心身障害児
病院設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法に規定する病院として必要とされる設備</li> <li>・訓練室、浴室</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静養室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備、又は他の適当な設備、身体機能の不自由を助ける設備（浴室及び便所の手すり、特殊表示等）</li> <li>・階段を緩やかにすること</li> </ul>	—

(注) 基準省令の施行日（平成 24 年 4 月 1 日）に存する施設は、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。

③運営基準

- ・あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める必要あり。（主たる対象が自閉症児である場合を除く）
- ・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど必要な措置を講じる必要あり。

④その他

指定医療型障害児入所施設が、障害者総合支援法に規定される療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護を一体的に提供している場合は、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たすことをもって、医療型障害児入所施設の基準を満たすものとみなされる。

## IV その他必要な手続き

### 1. その他手続きの概要

指定事業者等が神戸市に対して行うべき主な手続きの概要は以下の通りです。各々の手続きの詳細は、神戸市ホームページをご確認下さい。(37頁参照)

**提出期限は、期限以前の開庁日必着です。**

申請内容	手続きが必要となる場合	書類提出期限(必着)
指定申請 (様式第1号)	新たに指定障害児通所支援、指定障害児入所支援、指定障害児相談支援を開始する場合	事業開始予定日の前々月20日 ただし、 3月1日指定は1月15日まで 4月1日指定は1月末まで 6月1日指定は4月15日まで
指定変更 (様式第1号の2)	・児童発達支援、放課後等デイサービスの定員を増加する場合 ・障害児入所施設の定員を増加する場合	同上
加算届 (様式第5号)	基本報酬や加算の変更(新規指定・新規算定・区分変更・算定廃止)をする場合	原則前月15日まで (変更内容により、提出期限が異なります)
障害福祉サービス等 処遇改善計画書	福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を算定する場合	前々月末日
変更届 (様式第2号)	法人や事業所の設備、人員、運営体制等を変更する場合	変更日から起算して10日以内
指定更新申請 (様式第1号の3)	指定日より6年ごとに、指定の更新を受ける場合 ※指定更新を行わなければ、指定失効となります。	対象事業所に電子メールで案内を送付します。
廃止届(様式3号) 休止届(様式3号)	・指定事業所を休止又は廃止する場合	・休止又は廃止予定日の1ヶ月前まで
再開届(様式3号)	・休止事業所を再開する場合	・再開した日から10日以内 ・(参考)加算届は前月15日までに提出が必要です。参考様式1, 変更届を提出の上事前相談をお願いします。
開始届(様式14号) 変更届(様式15号) 廃止・休止届(様式16号)	・事業を開始する場合 ・事業を変更する場合 ・事業を廃止する場合	・事業開始時 ・変更の日から1月以内 ・事業廃止時
業務管理体制(第1号、第3号様式)	・新規の場合又は届出先区分の変更が生じた場合 ・届出事項に変更があった場合	・事業開始時 ・届出事項に変更があった時

申請（届出）書類提出先

	申請（届出）書類	書類提出先
指定	指定申請 （様式第1号） 指定変更 （様式第1号の2）	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局監査指導部 TEL (078) 322-6265 FAX (078) 322-6762
加算	加算届 （様式第5号）	同上
処遇改善	障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1~2-3） <u>※算定開始又は区分変更の場合</u>	同上 加算届も必要です
	障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1~2-3） <u>※継続の場合</u>	e-KOBE(神戸市スマート申請システム) <a href="https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/procedure/2/list">https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/procedure/2/list</a> ホーム > ビジネス > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 指定申請・請求等の手続き、指導監査（障害福祉サービス） > 指定申請・加算等手続き、報告・届出（障害福祉サービス） > 処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ等支援加算（障害福祉サービス等）
	障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（別紙様式3）	e-KOBE(神戸市スマート申請システム) <a href="https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/procedure/2/list">https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/procedure/2/list</a> ホーム > ビジネス > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 指定申請・請求等の手続き、指導監査（障害福祉サービス） > 指定申請・加算等手続き、報告・届出（障害福祉サービス） > 処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ等支援加算（障害福祉サービス等）
変更	変更届 （様式第2号）	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階 <u>神戸市行政事務センター</u> 介護・障害サービス係
更新	指定更新申請書（様式第1号の3）	同上
廃止他	廃止届・休止届・再開届 （様式第3号）（様式第16号）	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局監査指導部 TEL (078) 322-6265 FAX (078) 322-6762
業務	業務管理体制（第1号、第3号様式）	同上

## 2. 変更届（様式第2号等）の提出について

指定事業者等は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から10日以内に神戸市に変更届を提出する必要があります。

提出書類等については、神戸市ホームページをご確認ください。（37頁参照）

提出書類は、以下のリンクの変更届ガイドよりダウンロードしてください。ガイドシステムは、いくつかの質問に答えるだけで必要な届出書類が一覧で表示されるとともに、一括でダウンロードできるものです。

### 変更届ガイドリンク

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-change>

### 変更届ガイドイメージ



## 3. 給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号・加算届）について

### (1) 新規指定時の届出

指定申請に併せて、給付費を算定するにあたって、あらかじめ加算項目等を「障害児（通所・入所等）給付費算定に係る体制等に関する届出書」（様式第5号・加算届）によって神戸市に届け出る必要があります。

### (2) 指定を受けて以降の届出

- ① 事業所指定を受けて以降、給付費等にかかる変更を行う場合、処遇改善加算を除き、算定開始を希望する月の前月15日までに届出が必要となります。尚、届出は15日必着（消印無効）とし、15日が閉庁日の場合は15日以前の最終開庁日を提出期限とします。
- ② 届出た加算が算定されなくなった場合、事実が発生した日から加算の算定はできません。加算の算定を「なし」とする届出が必要となります。算定していた加算の区分が算定されなくなった場合も、事実が発生した日から同様に加算の算定はできません。その際、①に記載した期限までに改めて届出を行わなければ、同一の加算の異なった区分の算定は行えませんのでご注意ください。

参考：加算等が算定されなくなる場合の具体的な取扱い

### 具体的事例

従前から児童指導員等加配加算「理学療法士等」を算定していたが、8月に人員が変更され、8月から「理学療法士等」の要件を満たさないものの、「児童指導員等」を算定できる要件が確保できている。

→7月15日までに届出することができた場合

異動年月日8月1日で児童指導員等加配加算「理学療法士等」から「児童指導員等」に変更する加算の届出を行う。

8月から児童指導員等加配加算「児童指導員等」の算定が可能である。

→7月16日以降の届出となった場合

- ① 異動年月日8月1日で児童指導員等加配加算「なし」とする加算の届出と、
- ② 異動年月日9月1日で児童指導員等加配加算「なし」から「児童指導員等」に変更する加算の届出を、8月15日までにを行う。8月は児童指導員等加配加算の算定ができない。

### (3) 必要な手続き

提出書類等については、神戸市ホームページ内「給付費等算定届（加算届）」をご確認ください。（37頁参照）

## 4. 指定更新について

6年ごとに指定の更新が必要です。電子メールで更新のご案内をしますので、提出日までに更新の申請を行ってください。6年ごとに更新しなければ失効します。

提出書類等は、神戸市ホームページをご確認ください。（37頁参照）

提出書類は、以下のリンクの指定更新ガイドよりダウンロードしてください。ガイドシステムは、いくつかの質問に答えるだけで必要な届出書類が一覧で表示されるとともに、一括でダウンロードできるものです。

### 指定更新ガイドリンク

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-update/>

### 指定更新ガイドイメージ（次ページ）





## 5. 事業所の廃止、休止及び再開について

事業を廃止・休止しようとする時は、1 か月前までに、休止していた事業を再開する時は、前月 15 日までに参考様式 1、加算届、必要に応じて変更届を提出して事前協議の上、再開した日から 10 日以内に神戸市に届出を提出する必要があります。

提出書類等は、神戸市ホームページをご確認ください。(37 頁参照)

## 6. 開始届、変更届及び廃止届について

障害児通所支援事業を開始するにあたっては、指定申請とは別に、「障害児通所支援事業等開始届」の届出を神戸市に行う必要があります。(児童福祉法第 34 条の 3)

### (1) 届出の対象となる事業

障害児通所支援事業 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

### (2) 届出様式

様式は神戸市ホームページよりご確認ください。(37 頁参照)

区 分	届出書の種類
事業開始時	障害児通所支援事業等開始届 (様式第 14 号)
変更 (1 月以内)	障害児通所支援事業等変更届 (様式第 15 号)
廃止 (休止) しようとする時	障害児通所支援事業等廃止 (休止) 届 (様式第 16 号)

## 7. 児童福祉施設の設置認可申請について

児童発達支援センター、障害児入所施設事業を設置するにあたっては、指定申請とは別に、「児童福祉施設の設置認可の申請書」を神戸市に届出する必要があります。(児童福祉法第 35 条の 4)

### (1) 届出の対象となる事業

児童発達支援センター、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

### (2) 届出様式

様式は神戸市ホームページよりご確認ください。(37 頁参照)

## 8. 業務管理体制整備にかかる届出等について

すべての指定障害児支援事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています。新たに障害児通所支援事業等をはじめめる場合や、サービスの追加指定を受ける場合には、業務管理体制変更の届出をする必要があります。

提出書類等は、神戸市ホームページをご確認ください。(37 頁参照)

下記事業者の種類ごとに「事業所のすべてが神戸市内に所在する事業者」については、届出先が神戸市になります。

【参考】業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

ウ 指定障害児通所支援事業者

エ 指定障害児入所施設

オ 指定障害児相談支援事業者

## 9 情報公表制度（WAM ネット）について

利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、「障害福祉サービス等情報公表システム」で情報の公表が必要です（児童福祉法第 33 条の 18）。

### 【手順】

①事業所指定の後、下記の法人・事業所基本情報を報告して下さい。

報告事項（法人・事業所基本情報）

ア 法人名称と法人の所在地（名称・郵便番号・住所）

イ 法人代表者名及び職名

ウ 法人の電話番号と FAX 番号

エ 法人のメールアドレス（今後、情報公表システムで使用するメールアドレス）

※事業所が複数であっても、メールアドレスを複数登録することはできません。

オ 法人番号（マイナンバー制度の法人番号）

カ 法人の設立年月日

キ 事業所名称と所在地（名称・郵便番号・住所）

ク 事業所の電話番号と FAX 番号

ケ 事業所番号とサービス種類

コ 事業所の管理者の氏名

サ 神戸市からの連絡の窓口となつていただくご担当者の氏名、電話番号

神戸市へ法人・事業所基本情報の報告方法

下記送信先メールアドレスに上記エで記載した法人のメールアドレスから電子メールで、メールのタイトルは「情報公表」と記載して報告してください。

※ 添付ファイルではなく、本文に記載してください。

送信先メールアドレス：shiteishido-5232@office.city.kobe.lg.jp

②情報公表システムよりログイン ID・パスワードが通知されます。

※複数の事業所の指定を受けている事業者（法人）も ID・パスワードはひとつの事業者（法人）にひとつです。

③メールが届き次第、記載されている ID・パスワードでシステムにログインし、事業所の詳細情報の入力をしてください。

1. システムにログイン後、画面上部にある「事業所情報の照会・編集を行う」メニューをクリック。
2. 検索条件を入力後、検索ボタンをクリックし、事業所・施設を検索。
3. 検索結果から詳細情報を入力する事業所・施設名称のリンクをクリック。
4. 「事業所詳細情報の編集を行う」画面の各タブにて詳細情報の入力を実施。
5. すべてのタブの入力完了後、「承認者へ申請する」のタブより入力内容の承認申請を実施。

具体的な操作方法、登録事項については、情報公表システムに掲載されている登録マニュアルを参照してください。

④市による承認後、報告内容が WAM ネットに公表されます。

変更を随時行っていただくとともに、年に 1 度必ず更新してください。

## V 参考事項

### 1. 児童発達支援管理責任者の要件について

○児童発達支援管理責任者として配置するためには、「実務経験要件」及び「研修修了要件」の両方を満たす必要があります。(平成24年厚生労働省告示第230号)

#### 実務経験要件 (次頁参照)

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務の実務経験が以下の①～③のいずれかを満たしていること。

なお、実務経験については、児童発達支援管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要です。

- ㊟ 相談支援業務及び直接支援業務の期間が通算して5年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること
- ㊞ 直接支援業務の期間が通算して8年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること
- ㊟ 相談支援業務及び直接支援業務の通算した期間から、高齢者等支援業務を除外した期間が3年以上、かつ、国家資格の業務期間が通算して5年以上であること

#### 研修修了要件

サービス管理責任者等**基礎研修 (講義・演習)** 修了後、実践研修前5年のうち通算**2年以上の実務を経験し、サービス管理責任者等**実践研修 (講義・演習)** を修了していること**

(実践研修修了後5年毎に受講が必要)。

(経過措置1) 平成18～30年度に、①相談支援従事者初任者研修及び②児童発達支援責任者研修又はサービス管理責任者研修のいずれかの分野を受講している方は、令和5年度末までは、研修修了要件を満たしているものとみなします。

(経過措置2) 平成31年度～令和3年度の基礎研修修了者は、実務経験要件を満たしている場合は、3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなします。

(注1) 既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修を修了した方を2人目のサービス管理責任者等として配置できます(実践研修受講前であっても個別支援計画の原案を作成できます)。

(注2) やむを得ない事情(事前の申し出により神戸市が認めた場合に限る)により児童発達支援管理責任者が欠如した事業所においては、当該事由発生後・年間は、実務経験の要件を満たしていれば、研修要件を満たしているものとみなします。

(注3) 基礎研修の受講証は相談支援初任者研修の受講証と2通に分かれており両方の提出が必要です。

(注4) 平成17年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことのある者については、新制度における相談支援従事者初任者研修(1日程度)を平成24年3月31日までに受講すれば、相談支援従事者初任者研修を受講したものとみなします。

神戸市では上記の研修を実施しておりません。兵庫県など他自治体が行う研修を受講してください。兵庫県実施の研修は兵庫県社会福祉事業団福祉のまちづくり研究所研修課のホームページをご確認ください。

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験要件について（平成24年厚生労働省告示第230号）

区分	要件に該当する業務内容	経験年数
相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</u>	従事期間 <b>5年以上</b> かつ 下線を通算した期間を除外して 3年以上
	イ 保険医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）介護職員初任者研修（旧・訪問介護員2級）以上に相当する研修修了者 （3）国家資格（区分「国家資格」の※印参照）を有する者 （4）ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務従事者	
	エ <u>学校教育法第1条に規定する学校</u> （大学を除く）における従事者（小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）	
	オ その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者	
直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○ <u>障害児入所施設</u> 、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 <u>保育所、幼保連携型認定こども園</u> 、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床</u> ○ <u>障害児通所支援事業</u> 、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、 <u>障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</u> ○保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	従事期間 <b>8年以上</b> かつ 下線を通算した期間を除外して 3年以上
	キ <u>特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従事者</u>	
	ク <u>学校教育法第1条に規定する学校</u> （大学を除く）における従事者（小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）	
	ケ その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）	
有資格	コ 区分「 <u>直接支援業務</u> 」の従事者で、次のいずれかに該当する者 （1） <u>社会福祉主事任用資格</u> を有する者 （2）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの <u>介護職員初任者研修</u> （旧・訪問介護員2級）以上に相当する研修修了者 （3） <u>児童指導員任用資格者</u> （4） <u>保育士</u> （区分「直接支援業務」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） （5） <u>精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者</u>	従事期間 <b>5年以上</b> かつ 区分「直接支援業務」の <u>下線</u> を通算した期間を除外して 3年以上
国家資格	サ 次の①及び②のいずれにも該当する者 ① 区分「 <u>相談支援業務</u> 」「 <u>直接支援業務</u> 」「 <u>有資格</u> 」を通算した「 <u>従事期間</u> 」から、区分「相談支援業務」及び「直接支援業務」の下線を通算した期間を除外して <b>3年以上</b> の者 ② <u>国家資格による従事期間</u> が通算して <b>5年以上</b> の者 ※国家資格…医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

(注) 区分「有資格者」及び区分「国家資格」の場合、区分「相談支援業務」と区分「直接支援業務」との通算は可

【相談支援業務】身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

【直接支援業務】身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童（満 18 歳に満たない者）につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

### 実務経験に関する Q & A

質 問	回 答
○社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が 5 年以上となっている（前頁コ）が、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて 5 年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて 5 年間の実務経験が必要ということではない。
○国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算 5 年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっている（前頁②サ）が、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	例えば、医師として 5 年以上の国家資格による業務期間が必要であり、かつ 3 年以上の障害児支援の業務期間が必要であることを指す。 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。
○実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	掲げられている機関や施設において、33 頁に記載した「①相談支援業務」及び「②直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
○指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。 過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することとなる（ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない）。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。

## 2. 児童指導員の要件について

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条〔昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号〕)  
児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業（※前頁参照）に従事した者
- ⑨ 教育職員免許法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めた者
- ⑩ 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めた者

※（参考）児童福祉事業とは、社会福祉法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号、第 2-2 号に規定する事業で判断しています。

- ・ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ・ 幼保連携型認定こども園を経営する事業

（注）実務経験及び日数換算について

1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることをいう。例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることをいう。

### 3. 心理指導担当職員について

- ①大学（短期大学を除く）もしくは大学院において心理学を専修する学科、研究科もしくは相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又は同等以上の能力を有すると認められる者  
→（参考）大学もしくは大学院の成績証明書及び卒業証明書を提出して下さい。
- ②公認心理師、臨床心理士（資格証の提出が必要です）

### 4. 定款の事業名の記載について

以下の記載例は法律に規定された事業名に従って記載する場合の例です。  
必ずしもこの文言に限定するものではありません。  
社会福祉法人の場合は、法人所管庁の指導に基づいた記載を行ってください。

指定を受ける事業	記載例
児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	障害児通所支援事業
障害児相談支援	障害児相談支援事業

### 5. 障害児（通所・入所）給付費の請求について

インターネット請求にかかる準備作業や各種手続、簡易入力システムへの入力方法などのご質問は、兵庫県国民健康保険団体連合会（国保連）にお問い合わせ下さい。

給付費のインターネット請求においては、神戸市が届出の内容（報酬区分や体制加算等）を事業所情報として兵庫県を通じて国保連に提供します。システム内で、事業所から提出された請求データと、神戸市から提出された事業所情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定され、返戻となります。加算等の届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際は届出た加算等の内容に沿って行っていただく必要があります。

兵庫県国民健康保険団体連合会

■TEL 078-332-9406 ■FAX 078-332-9520

■受付時間 平日 8:45～17:30

## VI 関連ホームページのご案内

確認事項	様式の掲載ページ
神戸市トップページ	<a href="http://www.city.kobe.lg.jp/">http://www.city.kobe.lg.jp/</a>
事業者の方へのご案内	国・兵庫県・神戸市からの通知等 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kakushututi.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kakushututi.html</a>
神戸市基準	障害福祉サービス事業等に関する神戸市の基準 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/kobe-ki-jun.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/kobe-ki-jun.html</a>
指定申請 指定変更申請 給付費等算定届・加算届 変更届 廃止届 休止届 再開届	障害児支援に関する事業者指定申請手続き（事業者向け） <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shogaijishien.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shogaijishien.html</a>
指定更新	障害福祉サービス事業等の指定更新手続き（事業者向け） <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/shiteikoushin/syougai-koushin-guide.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/shiteikoushin/syougai-koushin-guide.html</a>
業務管理体制整備	業務管理体制の整備に関する届出 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/gyomukanritaisei.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/gyomukanritaisei.html</a>
処遇改善加算 特定処遇改善加算 ベースアップ等支援加算	処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ等支援加算（障害福祉サービス等） <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/shogukaizentokutei.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/shogukaizentokutei.html</a>
自己評価結果等公表	自己評価結果の報告（障害児通所） <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/jikohyoukakouhyou.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/jikohyoukakouhyou.html</a>